

市への申告・提出書類

【問合先】 税務課 ☎24-1111

■個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認

申告・提出書類には、個人番号(マイナンバー)および法人番号の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)が必要です。郵送または使者が提出する場合は、本人、個人事業主の本人確認書類の写しが必要です。詳しくは、各問合先へお問い合わせください。

【確認に必要なもの】

マイナンバーカードを持っている人	マイナンバーカード
マイナンバーカードを持っていない人	通知カードと運転免許証などの身元確認書類
	マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証などの身元確認書類

■平成30年度償却資産(固定資産)申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

このうち償却資産については、所有者が1月1日現在の資産内容(名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数など)について、毎年1月31日までに申告することになっています。

【申告期限】 1月31日(水)まで

【償却資産とは】 工場、商店、養殖業などを経営している事業主が、その事業のために使用する構築物、機械工具、船舶、器具備品などの有形固定資産をいいます。

【申告義務者とは】 平成30年1月1日現在、市内において事業用の償却資産を所有している個人または法人の事業主です。該当する資産を所有している事業主には、申告用紙を送付しています。届いていない場合は、連絡ください。

【問合先】 家屋係償却資産担当 ☎内線2534・2538

■給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者は、原則、パート・アルバイトも含むすべての従業員について、平成29年中に支払った給与の給与支払報告書を平成30年1月1日現在居住している市区町村に提出しなければなりません。

例年、締切直前は窓口が大変込み合います。なるべく早めの提出をお願いします。

e L T A X (エルタックス)での提出も可能ですので、利用ください。

※普通徴収切替理由に該当しない場合は、原則、特別徴収です。

【提出期限】 1月31日(水)まで

【提出先】 税務課市民税係または各支所税務係

【問合先】 市民税係 ☎内線2535・2544

軽自動車税

【問合先】 税務課諸税係 ☎24-1111内線2523・2528

■軽自動車税の標準税率(年額)について

○原動機付自転車

▷原動機付自転車：125cc以下のバイクとミニカー

【原動機付自転車、ミニカー】 (単位：円)

区 分		標準税率(年額)
第1種	50cc以下	2,000
第2種乙	50cc超 90cc以下	2,000
第2種甲	90cc超 125cc以下	2,400
ミニカー		3,700

■トラクター・田植え機などの軽自動車税の申告

トラクター・乗用装置のある田植え機などは軽自動車税が課税されます。

所有している人は、公道を走らない場合でも、申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。また、車両の処分や所有者の変更をした場合は、廃車、名義変更の手続きが必要です。そのままにしていると課税対象になりますので、忘れずに手続きをしてください。

○小型特殊自動車

▷ 小型特殊自動車：農耕作業用とそのほかのものに分類され、標準税率が異なります。

【小型特殊自動車】 (単位：円)

区 分	標準税率 (年額)
農耕作業用 (トラクター、スピードスプレーヤー、コンバインなど)	2,400
そのほか (フォークリフト、ロードローラーなど)	5,900

※寸法、最高速度などによって、大型特殊自動車に分類される車両もあります。



○2輪の軽自動車などおよび2輪の小型自動車

▷ 2輪の軽自動車など：250cc以下のオートバイや雪上車 (スノーモービルなど)

【2輪の軽自動車など】 (単位：円)

区 分	標準税率 (年額)
オートバイなど 125cc 超 250cc 以下	3,600

▷ 2輪の小型自動車：250cc超のオートバイ

【2輪の小型自動車】 (単位：円)

区 分	標準税率 (年額)
オートバイ 250cc 超	6,000

○3輪以上の軽自動車

初年度検査年月によって、標準税率が異なります。②および③に該当しないものは、①の標準税率が適用となります。

【3輪以上の軽自動車】 (単位：円)

区 分			標準税率（年額）		重課税率（年額）
			①初年度検査年月 がH 27 年 3 月 以前の車両	②初年度検査年月 がH 27 年 4 月 以降の車両	③新車新規登録か ら13年を経過 した車両（※）
3 輪	軽 3 輪		3,100	3,900	4,600
4 輪 以 上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	6,900	8,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,800	4,500

(※) 平成30年度に対象となる車両は、初年度検査年月が「平成17年3月」以前の車両です (電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車は除きます)。

○3輪以上の軽自動車のグリーン化特例

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に登録された新車のうち、一定要件を満たすものについて、減税が適用されます (新車新規登録した翌年度課税分のみ)。

【グリーン課税特例適用について】 (単位：円)

区 分			軽課税率（年額）		
			75%軽減	50%軽減（※ 2）	25%軽減（※ 3）
			電気自動車、天然 ガス軽自動車（※ 1）	ガソリン車、ハイブリット車 H17年排出ガス基準 75%低減達成車 （★★★★）	
3 輪	軽 3 輪		1,000	2,000	3,000
4 輪 以上	乗用	自家用	2,700	5,400	8,100
		営業用	1,800	3,500	5,200
	貨物	自家用	1,300	2,500	3,800
		営業用	1,000	1,900	2,900

(※1) 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、基準値より10%以上窒素化合物を低減する車両

(※2) 区分「乗用」車両は、平成32年度燃費基準(+20%)達成車
区分「貨物」車両は、平成27年度燃費基準(+35%)達成車

(※3) 区分「乗用」車両は、平成32年度燃費基準達成車
区分「貨物」車両は、平成27年度燃費基準(+15%)達成車

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、入選した土居 有花 さん（宇和島南中3年）、戸梶 真汐 さん（城南中3年）、岡本 奈美 さん（城東中3年）の作文を広報うわじま1～3月号に掲載します。

自分のため、社会のために（四国納税貯蓄組合総連合会会長賞） 宇和島南中学校3年 土居 有花

私は正直にいうと「税」についてよく知りませんでした。何かを買ったときに必ず払う消費税くらいしか知らないし、今までは良いイメージを持ったことがありませんでした。

そこで税金について調べてみました。税金には、国に納める国税、地方自治体に納める地方税があります。所得税や法人税、固定資産税、住民税、消費税など、国税が25種類で、地方税は26種類と税の種類は約50種類あるそうです。そして学校の建設や教育費、治安のための警察費や消防費、公園・道路の整備やごみの収集、病院を受診した際の医療費などに振り分けられ、私たちの生活や安全を守るために使われていることがわかりました。

私が一番興味を持ったのは、医療費や年金などの社会保障費です。私の祖父は年金を受け取り、特定の病気のため医療費無料制度や介護保険を利用しているそうです。また、祖母は心臓バイパス手術を受けた際に、高額医療として医療費が戻ってきた経験があるそうです。このような恩恵が受けられるのは、祖父母や父母をはじめ、社会で働いている大人たちが納めてくれた税金のおかげです。

ところが、日本は少子高齢化が急速に進み、1990年には働き手約5人で1人のお年寄りを支えていたのが、2020年には約2人で1人のお年寄りを、さらに2050年に

は約1人で1人のお年寄りを支えることになる予想されています。少子高齢化が進むと、医療費や年金給付額は増えるけれど、それをまかなうための税金などが減少していきます。その財源を確保するために社会保障と税の一体改革が実施され、消費税率を引き上げることになりました。

消費税は特定の人だけに税金の負担がかかることなく、みんな平等に納めることのできる税金で、安定している点から社会保障の財源に充てられることになったそうです。消費税は社会保障を充実させるためにとても重要で、私たちの生活は消費税などの税金によって支えられていることがよくわかりました。消費税10%に引き上げが平成31年10月に延期になっていますが、ただ反対するだけでなく、将来に負担がかかることを防ぎ、有効に使われて将来的に自分に返ってくることを考えると納得できるのかもしれません。

私も将来仕事をし、子供を産んで、育てて、そして老後を迎えます。私が支えてもらう頃には1人で1人の人を支えるようになります。自分のため、社会のためにしっかり税金を納めていこうと思います。また、子どもたちの未来のためにも、税金の大切さを正しく伝えていく大人になりたいです。

宇和島税務署からのお知らせ

■無料申告相談会

【と き】 2月5日(月)、6日(火)

いずれも午前9時30分～正午、午後1時～4時

【ところ】 市役所 2階大ホール

【対 象】 給与所得者および年金受給者
(譲渡所得のある人を除く)

【必要書類】▷印かん

▷申告書用紙、「確定申告のお知らせ」ハガキなどの通知書(税務署から送付されている人)

▷所得金額、所得控除および税額の計算に必要な書類(源泉徴収票、各種控除の証明書、医療費のお知らせもしくは、医療費の領収書など、税金の計算に必要な書類)

▷本人の口座番号が分かるもの(還付する場合)

▷昨年の申告書の控えなど(持っている人)

▷利用者識別番号通知書などの保管用封筒(電子申告を利用したことがある人)

▷マイナンバーカード(持っている人)

※持っていない人は①通知カード、②運転免許証、公的医療保険の被保険者証などの身元確認書類。

【問合先】 宇和島税務署 ☎22-4511

※自動音声で案内します。用件の番号を選択してください。

■確定申告会場

【開設期間】 2月16日(金)～3月15日(木)(土日を除く)

開設期間より前は、会場を設けていませんのでご注意ください(ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けています)。

期間中、会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」を利用ください。

また、駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関などを利用ください。

マイナンバーの記載と本人確認書類

平成29年分の所得税、贈与税および消費税の確定申告書には、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります(一部の手続きを除く)。また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。